

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」 新旧対照表

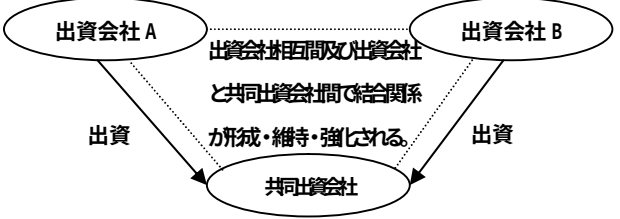
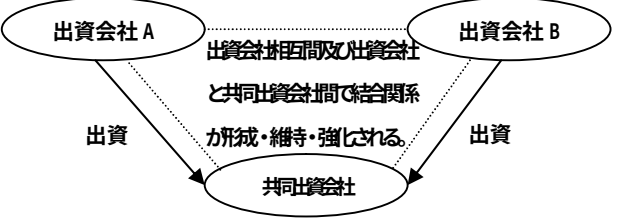
下線部が変更箇所

改 正 後	現 行
企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針 平成 16 年 5 月 31 日 公正取引委員会 改定 平成 18 年 5 月 1 日 改定 平成 19 年 3 月 28 日 改定 平成 21 年 1 月 5 日 改定 平成 22 年 1 月 1 日 はじめに 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）。以下「法」という。）第 4 章は、会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）の取得若しくは所有（以下「保有」という。）（法第 10 条）、役員兼任（法第 13 条）、会社以外の者の株式の保有（法第 14 条）又は会社の合併（法第 15 条）、共同新設分割若しくは吸収分割（法第 15 条の 2）、<u>共同株式移転（法第 15 条の 3）</u>若しくは事業譲受け等（法第 16 条）（以下これらを「企業結合」という。）が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による企業結合が行われる場合に、これを禁止している。禁止される企業結合については、法第 17 条の 2 の規定に基づき、排除措置が講じられることになる。 公正取引委員会は、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについての審査（以下この審査を「企業結合審査」という。）に関し、平成 10 年 12 月 21 日、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」を公表し、その考え方を明らかにしてきたところであるが、これまでの公正取引委員会の企業結合審査の経験を踏まえ、企業結合審査に関する法運用の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性をより高めるため、「企業結合審査に関す	企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針 平成 16 年 5 月 31 日 公正取引委員会 改定 平成 18 年 5 月 1 日 改定 平成 19 年 3 月 28 日 改定 平成 21 年 1 月 5 日 はじめに 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）。以下「法」という。）第 4 章は、会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）の取得若しくは所有（以下「保有」という。）（法第 10 条）、役員兼任（法第 13 条）、会社以外の者の株式の保有（法第 14 条）又は会社の合併（法第 15 条）、共同新設分割若しくは吸収分割（法第 15 条の 2）若しくは事業譲受け等（法第 16 条）（以下これらを「企業結合」という。）が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による企業結合が行われる場合に、これを禁止している。禁止される企業結合については、法第 17 条の 2 の規定に基づき、排除措置が講じられることになる。 公正取引委員会は、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについての審査（以下この審査を「企業結合審査」という。）に関し、平成 10 年 12 月 21 日、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」を公表し、その考え方を明らかにしてきたところであるが、これまでの公正取引委員会の企業結合審査の経験を踏まえ、企業結合審査に関する法運用の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性をより高めるため、「企業結合審査に関す

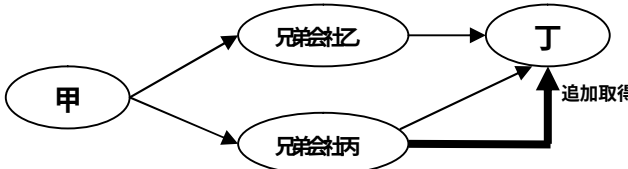
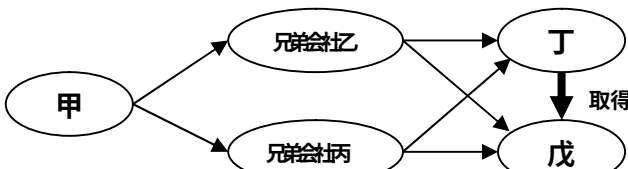
改 正 後	現 行
る独占禁止法の運用指針」(以下「本運用指針」という。)を策定することとした。 また、公正取引委員会では、<u>届出</u>を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査内容を公表してきているところ、今後とも、企業結合審査の予見可能性及び透明性を確保する観点から、公表の充実を図っていくこととしている。企業結合を計画する場合には、本運用指針だけでなく、過去の事案の審査結果についても参照すべきものと考えられる。 本運用指針は、まず、第1において、企業結合審査の対象となる企業結合の類型を示すとともに、第2において、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準を示し、第3において、「競争を実質的に制限することとなる」の意義を明らかにしている。さらに、第4及び第5において、企業結合の類型等に応じて競争を実質的に制限することとなるかどうかの検討の枠組みと判断要素を示し、第6において競争を実質的に制限することとなる企業結合の問題を解消する措置について例示している。 公正取引委員会は、法第4章の規定に基づく届出の対象となるか否かにかかわらず、本運用指針に即して企業結合審査を行い、法第4章の規定に照らして、個々の事案ごとに、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを判断する。 なお、本運用指針の策定に伴い、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」(平成10年12月21日公正取引委員会。平成13年4月1日付けの追補を含む。)は、廃止する。 第1 企業結合審査の対象 法第4章は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、企業結合を禁止している。これは、複数の企業が株式	る独占禁止法の運用指針」(以下「本運用指針」という。)を策定することとした。 また、公正取引委員会では、<u>届出等</u>を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査内容を公表してきているところ、今後とも、企業結合審査の予見可能性及び透明性を確保する観点から、公表の充実を図っていくこととしている。企業結合を計画する場合には、本運用指針だけでなく、過去の事案の審査結果についても参照すべきものと考えられる。 本運用指針は、まず、第1において、企業結合審査の対象となる企業結合の類型を示すとともに、第2において、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準を示し、第3において、「競争を実質的に制限することとなる」の意義を明らかにしている。さらに、第4及び第5において、企業結合の類型等に応じて競争を実質的に制限することとなるかどうかの検討の枠組みと判断要素を示し、第6において競争を実質的に制限することとなる企業結合の問題を解消する措置について例示している。 公正取引委員会は、法第4章の規定に基づく<u>報告・届出</u>の対象となるか否かにかかわらず、本運用指針に即して企業結合審査を行い、法第4章の規定に照らして、個々の事案ごとに、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを判断する。 なお、本運用指針の策定に伴い、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」(平成10年12月21日公正取引委員会。平成13年4月1日付けの追補を含む。)は、廃止する。 第1 企業結合審査の対象 法第4章は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、企業結合を禁止している。これは、複数の企業が株式

改 正 後	現 行
保有，合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（以下「結合関係」という。）が形成・維持・強化されることにより，市場構造が非競争的に変化し，一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼすことに着目して規制しようとするものである。したがって，複数の企業間で株式保有又は役員兼任が行われても，当該複数の企業が引き続き独立の競争単位として事業活動を行うとみられる場合，従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更したにすぎない場合などについては，市場における競争への影響はほとんどなく，法第4章の規定により禁止されることは，まず想定し難い。 以下では，どのような場合が企業結合審査の対象となる企業結合であるのかを，行為類型ごとに明らかにする。 1 株式保有 (1) 会社の株式保有 ア 会社が他の会社の株式を保有することにより，株式を所有する会社（以下「株式所有会社」という。）と株式を所有される会社（以下「株式発行会社」という。）との間に結合関係が形成・維持・強化され，企業結合審査の対象となるのは，次のような場合である。 <u>(ア) 株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の属する企業結合集団（法第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。以下同じ。）に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した割合が50%を超える場合。ただし，株式発行会社の総株主の議決権のすべてをその設立と同時に取得する場合は，通常，企業結合審査の対象とはならない（後記(4)ア参照）。</u> <u>(イ) 株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係</u>	保有，合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（以下「結合関係」という。）が形成・維持・強化されることにより，市場構造が非競争的に変化し，一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼすことに着目して規制しようとするものである。したがって，複数の企業間で株式保有又は役員兼任が行われても，当該複数の企業が引き続き独立の競争単位として事業活動を行うとみられる場合，従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更したにすぎない場合などについては，市場における競争への影響はほとんどなく，法第4章の規定により禁止されることは，まず想定し難い。 以下では，どのような場合が企業結合審査の対象となる企業結合であるのかを，行為類型ごとに明らかにする。 1 株式保有 (1) 会社の株式保有 ア 会社が他の会社の株式を保有することにより，株式を所有する会社（以下「株式所有会社」という。）と株式を所有される会社（以下「株式発行会社」という。）との間に結合関係が形成・維持・強化され，企業結合審査の対象となるのは，次のような場合である。 <u>(ア) 議決権保有比率（株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の保有する株式に係る議決権の割合をいう。以下同じ。）が50%を超える場合。ただし，株式発行会社の総株主の議決権のすべてをその設立と同時に取得する場合は，通常，企業結合審査の対象とはならない（後記(4)ア参照）。</u> <u>(イ) 議決権保有比率が25%を超え，かつ，議決権保有比率の順位が単独で第1位となる場合</u>

改 正 後	現 行
<u>る議決権を合計した割合が 20%を超え、かつ、当該割合の順位が単独で第 1 位となる場合</u> イ 前記ア以外の場合で、<u>議決権保有比率（株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の保有する株式に係る議決権の割合をいう。以下同じ。）が 10%を超え、かつ、議決権保有比率の順位が第 3 位以内のときは、次に掲げる事項を考慮して結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断する。</u> (ア) 議決権保有比率の程度 (イ) 議決権保有比率の順位、株主間の議決権保有比率の格差、株主の分散の状況その他株主相互間の関係 (ウ) 株式発行会社が株式所有会社の議決権を有しているかなどの当事会社相互間の関係 (エ) 一方の当事会社の役員又は従業員が、他方の当事会社の役員となっているか否かの関係 (オ) 当事会社間の取引関係（融資関係を含む。） (カ) 当事会社間の業務提携、技術援助その他の契約、協定等の関係 (キ) 当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めた上記(ア)～(カ)の事項 ウ 共同出資会社（2 以上の会社が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により共同で設立し、又は取得した会社をいう。以下同じ。）の場合は、当事会社間の取引関係、業務提携その他の契約等の関係を考慮して企業結合審査の対象となる企業結合であるか否かを判断する（共同出資会社の場合には、共同出	イ 前記ア以外の場合で、<u>議決権保有比率が 10%を超え、かつ、議決権保有比率の順位が第 3 位以内のときは、次に掲げる事項を考慮して結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断する。</u> (ア) 議決権保有比率の程度 (イ) 議決権保有比率の順位、株主間の議決権保有比率の格差、株主の分散の状況その他株主相互間の関係 (ウ) 株式発行会社が株式所有会社の議決権を有しているかなどの当事会社相互間の関係 (エ) 一方の当事会社の役員又は従業員が、他方の当事会社の役員となっているか否かの関係 (オ) 当事会社間の取引関係（融資関係を含む。） (カ) 当事会社間の業務提携、技術援助その他の契約、協定等の関係 (キ) 当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めた上記(ア)～(カ)の事項 ウ 共同出資会社（2 以上の会社が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により共同で設立し、又は取得した会社をいう。以下同じ。）の場合は、当事会社間の取引関係、業務提携その他の契約等の関係を考慮して企業結合審査の対象となる企業結合であるか否かを判断する（共同出資会社の場合には、共同出

改正後	現行
資している株式所有会社相互間には、直接の株式所有関係はなくとも、共同出資会社を通じて間接的に結合関係が形成・維持・強化されることとなる。また、共同出資会社の設立に当たり株式所有会社同士の事業活動が共同化する場合には、そのこと自体競争に影響を及ぼすことにも着目する（後記第4の2(1)ウ及び3(1)エ参照。）。	資している株式所有会社相互間には、直接の株式所有関係はなくとも、共同出資会社を通じて間接的に結合関係が形成・維持・強化されることとなる。また、共同出資会社の設立に当たり株式所有会社同士の事業活動が共同化する場合には、そのこと自体競争に影響を及ぼすことにも着目する（後記第4の2(1)ウ及び3(1)エ参照。）。
 <pre> graph TD A([出資会社 A]) -- 出資 --> C([共同出資会社]) B([出資会社 B]) -- 出資 --> C A -.-> B subgraph Note direction TB N1[出資会社相互間及び出資会社 と共同出資会社間で結合関係 が形成・維持・強化される。] end style Note fill:none,stroke:none </pre>	 <pre> graph TD A([出資会社 A]) -- 出資 --> C([共同出資会社]) B([出資会社 B]) -- 出資 --> C A -.-> B subgraph Note direction TB N1[出資会社相互間及び出資会社 と共同出資会社間で結合関係 が形成・維持・強化される。] end style Note fill:none,stroke:none </pre>
(2) 会社以外の者の株式保有 「会社以外の者」とは、会社法等で規定される株式会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社又は外国会社以外の者をいい、事業者であるか否かを問わない。具体的には、財団法人、社団法人、特殊法人、地方公共団体、金庫、組合、個人等株式を保有し得るすべての者が含まれる。 会社以外の者の株式保有の場合についても、(1)に準じて判断することとなる。 (3) 結合関係の範囲 株式保有により当事会社（者）間に結合関係が形成・維持・強化される場合には、各当事会社（者）と既に結合関係が形成されている会社（者）を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (4) 企業結合審査の対象とならない株式保有 次のアの場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない。ま	(2) 会社以外の者の株式保有 「会社以外の者」とは、会社法等で規定される株式会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社又は外国会社以外の者をいい、事業者であるか否かを問わない。具体的には、財団法人、社団法人、特殊法人、地方公共団体、金庫、組合、個人等株式を保有し得るすべての者が含まれる。 会社以外の者の株式保有の場合についても、(1)に準じて判断することとなる。 (3) 結合関係の範囲 株式保有により当事会社（者）間に結合関係が形成・維持・強化される場合には、各当事会社（者）と既に結合関係が形成されている会社（者）を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (4) 企業結合審査の対象とならない株式保有 次のアの場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない。ま

改正後	現 行
た、次のイの場合についても、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、<u>当事会社の属する企業結合集団に属する会社等以外の他の株主と当該企業結合集団に属する会社等との間に結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> ア 株式発行会社の総株主の議決権のすべてをその設立と同時に取得する場合（前記(1)ア(7)参照） <u>イ 株式所有会社と株式発行会社が同一の企業結合集団に属する場合</u>	た、次のイ～カの場合についても、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、<u>甲～戊以外の他の株主と甲～戊との間に結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> ア 株式発行会社の総株主の議決権のすべてをその設立と同時に取得する場合（前記(1)ア(7)参照） <u>イ 自社が総株主の議決権の 50%超を有する会社（以下「子会社」という。）の子会社の議決権を取得する場合（注1）</u> <pre> graph LR A((甲)) --> B((甲の子会社乙)) B --> C((乙の子会社丙)) A ==取得==> C </pre> <u>ウ 兄弟会社（それぞれの総株主の議決権の 50%超の議決権を有する会社が同一である会社。以下同じ。）間で議決権を取得する場合</u> <pre> graph LR A((甲)) --> B((兄弟会社乙)) A --> C((兄弟会社丙)) B --> D((乙の子会社丁)) C ==取得==> D </pre> <u>エ 自社の兄弟会社の子会社の議決権を取得する場合</u> <pre> graph LR A((甲)) --> B((兄弟会社乙)) A --> C((兄弟会社丙)) B --> D((乙の子会社丁)) C ==取得==> D </pre> <u>オ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総</u>

改 正 後	現 行
2 役員の兼任 (1) 役員の範囲 「役員」とは、法第2条第3項において「理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう」と定義されている。すなわち、株式会社・相互会社の取締役・監査役、合名会社・合資会社・合同会社の業務を執行する社員、会社法上の支配人（会社法第10条）、会社法で支配人と同じ権限を有するとみなされる会社の使用人（例えば、本店総支配人、支店長、営業本	<u>株主の議決権の 50%超を有する会社の議決権を取得する場合</u> 
	<u>カ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を有する会社間で議決権を取得する場合</u> 
	<u>(注1) 自社及び子会社又は子会社が総株主の議決権の 50%超を有する会社も、子会社として扱う。以下同じ。ただし、後記2(4)イ(7)、3(3)ア、4(4)ア及び5(4)アの「子会社」については、この限りでない。</u> 2 役員の兼任 (1) 役員の範囲 「役員」とは、法第2条第3項において「理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう」と定義されている。すなわち、株式会社・相互会社の取締役・監査役、合名会社・合資会社・合同会社の業務を執行する社員、会社法上の支配人（会社法第10条）、会社法で支配人と同じ権限を有するとみなされる会社の使用人（例えば、本店総支配人、支店長、営業本

改正後	現行
部長) 等である。 「これらに準ずる者」とは、取締役、監査役等に当たらないが、相談役、顧問、参与等の名称で、事実上役員会に出席するなど会社の経営に実際に参画している者をいう。 部長、課長、係長、主任等の名称のみを有する者は、従業員であって役員ではない。 なお、会社の役員又は従業員が退職手続を経て他の会社の役員に就任する場合は、兼任規制の対象とはならない。 (注1) 「従業員」とは、法第13条第1項かっこ書に「継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者」とあり、臨時雇いは含まれないが、出向者については従業員に含まれる。 (2) 役員兼任による結合関係 ア 会社の役員又は従業員が他の一の会社の役員を兼任することにより、兼任当事会社間で結合関係が形成・維持・強化され、企業結合審査の対象となるのは、次の場合である。 (ア) 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が過半である場合 (イ) 兼任する役員が双方に代表権を有する場合 イ 前記ア以外の場合は、次に掲げる事項を考慮して、結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断する。 (ア) 常勤又は代表権のある取締役による兼任か否か (イ) 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合 (ウ) 兼任当事会社間の議決権保有状況	部長) 等である。 「これらに準ずる者」とは、取締役、監査役等に当たらないが、相談役、顧問、参与等の名称で、事実上役員会に出席するなど会社の経営に実際に参画している者をいう。 部長、課長、係長、主任等の名称のみを有する者は、従業員であって役員ではない。 なお、会社の役員又は従業員が退職手続を経て他の会社の役員に就任する場合は、兼任規制の対象とはならない。 (注2) 「従業員」とは、法第13条第1項かっこ書に「継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者」とあり、臨時雇いは含まれないが、出向者については従業員に含まれる。 (2) 役員兼任による結合関係 ア 会社の役員又は従業員が他の一の会社の役員を兼任することにより、兼任当事会社間で結合関係が形成・維持・強化され、企業結合審査の対象となるのは、次の場合である。 (ア) 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が過半である場合 (イ) 兼任する役員が双方に代表権を有する場合 イ 前記ア以外の場合は、次に掲げる事項を考慮して、結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断する。 (ア) 常勤又は代表権のある取締役による兼任か否か (イ) 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合 (ウ) 兼任当事会社間の議決権保有状況

改 正 後	現 行
(I) 兼任当事会社間の取引関係(融資関係を含む。), 業務提携等の関係 (3) 結合関係の範囲 役員兼任により兼任当事会社間に結合関係が形成・維持・強化される場合には, 各当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (4) 企業結合審査の対象とならない役員兼任 ア 次の(7), (イ)のような場合は, 原則として, 結合関係が形成・維持・強化されるものではないので, 通常, 企業結合審査の対象とはならない。 (7) 代表権のない者のみによる兼任であって, 兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が 10%以下である場合 (イ) 議決権保有比率が 10%以下の会社間における常勤取締役でない者のみによる兼任であって, 兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が 25%以下である場合 <u>イ 兼任当事会社が同一の企業結合集団に属する場合は, 原則として, 結合関係が形成・強化されるものではないので, 通常, 企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが, 当事会社の属する企業結合集団に属する会社等以外の他の株主と結合関係が形成・強化される場合には, その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u>	(I) 兼任当事会社間の取引関係(融資関係を含む。), 業務提携等の関係 (3) 結合関係の範囲 役員兼任により兼任当事会社間に結合関係が形成・維持・強化される場合には, 各当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (4) 企業結合審査の対象とならない役員兼任 ア 次の(7), (イ)のような場合は, 原則として, 結合関係が形成・維持・強化されるものではないので, 通常, 企業結合審査の対象とはならない。 (7) 代表権のない者のみによる兼任であって, 兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が 10%以下である場合 (イ) 議決権保有比率が 10%以下の会社間における常勤取締役でない者のみによる兼任であって, 兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が 25%以下である場合 <u>イ 次の(7), (イ)の場合は, 原則として, 結合関係が形成・強化されるものではないので, 通常, 企業結合審査の対象とはならない。また, 次の(ウ)～(カ)の場合についても, 原則として, 結合関係が形成・強化されるものではないので, 通常, 企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが, 他の株主と結合関係が形成・強化される場合には, その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> <u>(7) 会社と子会社との間の役員兼任</u> <u>(イ) 兄弟会社間の役員兼任</u> <u>(ウ) 会社と自社の子会社の子会社との間の役員兼任</u>

改 正 後	現 行
3 合併 (1) 合併 合併の場合は、複数の会社が一つの法人として一体となるので、当事会社間で最も強固な結合関係が形成されることとなる。したがって、株式保有や役員兼任を通じて一定の結合関係がありながら、競争への影響をみる上では、結合関係がそれほど強くないことから問題ないとされた場合でも、合併により結合関係が強まり、問題とされる場合もあり得る。 (2) 結合関係の範囲 合併後の会社は、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社とも結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (3) 企業結合審査の対象とならない合併 <u>次のアの場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない。また、次のイの場合についても、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、当事会社の属する企業結合集団に属する会社等以外の他の株主と結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> ア 専ら株式会社を合名会社、合資会社、合同会社若しくは相互会社に組織変更	<u>(イ) 自社の兄弟会社の子会社との間の役員兼任</u> <u>(オ) 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を有する会社との間の役員兼任</u> <u>(カ) 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を有する会社間の役員兼任</u> 3 合併 (1) 合併 合併の場合は、複数の会社が一つの法人として一体となるので、当事会社間で最も強固な結合関係が形成されることとなる。したがって、株式保有や役員兼任を通じて一定の結合関係がありながら、競争への影響をみる上では、結合関係がそれほど強くないことから問題ないとされた場合でも、合併により結合関係が強まり、問題とされる場合もあり得る。 (2) 結合関係の範囲 合併後の会社は、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社とも結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (3) 企業結合審査の対象とならない合併 <u>次のア～ウの場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない。また、次のエ～キの場合についても、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、他の株主と結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> ア <u>会社と子会社との合併</u> イ <u>兄弟会社間の合併</u> ウ 専ら株式会社を合名会社、合資会社、合同会社若しくは相互会社に組織変更

改正後	現行
し、合名会社を株式会社、合資会社若しくは合同会社に組織変更し、合資会社を株式会社、合名会社若しくは合同会社に組織変更し、合同会社を株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更し、又は相互会社を株式会社に組織変更する目的で行う合併 <u>イ すべての合併をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合</u>	し、合名会社を株式会社、合資会社若しくは合同会社に組織変更し、合資会社を株式会社、合名会社若しくは合同会社に組織変更し、合同会社を株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更し、又は相互会社を株式会社に組織変更する目的で行う合併 <u>エ 会社と自社の子会社の子会社との合併</u> <u>オ 自社の兄弟会社の子会社との合併</u> <u>カ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を有する会社との合併</u> <u>キ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を有する会社間の合併</u>
4 分割 (1) 共同新設分割・吸収分割 共同新設分割又は吸収分割の場合には、事業を承継させようとする会社の分割対象部分（事業の全部又は重要部分）が、事業を承継しようとする会社に包括的に承継されるので、競争に与える影響は合併に類似するものである。 また、共同新設分割又は吸収分割の場合において、事業を承継しようとする会社と当該会社の株式を割り当てられる会社との間に結合関係が形成・維持・強化され、企業結合審査の対象となるか否かは、前記1の考え方によって判断されることになる。 (2) 結合関係の範囲 共同新設分割又は吸収分割により、事業を承継しようとする会社と当該会社の株式を割り当てられる会社との間に結合関係が形成・維持・強化される場合には、これらの会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (3) 事業の重要部分 共同新設分割又は吸収分割によって事業	4 分割 (1) 共同新設分割・吸収分割 共同新設分割又は吸収分割の場合には、事業を承継させようとする会社の分割対象部分（事業の全部又は重要部分）が、事業を承継しようとする会社に包括的に承継されるので、競争に与える影響は合併に類似するものである。 また、共同新設分割又は吸収分割の場合において、事業を承継しようとする会社と当該会社の株式を割り当てられる会社との間に結合関係が形成・維持・強化され、企業結合審査の対象となるか否かは、前記1の考え方によって判断されることになる。 (2) 結合関係の範囲 共同新設分割又は吸収分割により、事業を承継しようとする会社と当該会社の株式を割り当てられる会社との間に結合関係が形成・維持・強化される場合には、これらの会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (3) 事業の重要部分 共同新設分割又は吸収分割によって事業

改 正 後	現 行
の重要部分を分割する場合における「重要部分」とは、事業を承継しようとする会社ではなく、事業を承継させようとする会社にとっての重要部分を意味し、当該承継部分が一つの経営単位として機能し得るような形態を備え、事業を承継させようとする会社の事業の実態からみて客観的に価値を有していると認められる場合に限られる。 このため、「重要部分」に該当するか否かについては、承継される事業の市場における個々の実態に応じて判断されることになるが、事業を承継させようとする会社の年間売上高（又はこれに相当する取引高等。以下同じ。）に占める承継対象部分に係る年間売上高の割合が<u>5%以下</u>であり、かつ、承継対象部分に係る年間売上高が<u>1億円</u>以下の場合には、通常、「重要部分」には該当しないと考えられる。 (4) 企業結合審査の対象とならない分割 <u>すべての共同新設分割又は吸収分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、当事会社の属する企業結合集団に属する会社等以外の他の株主と結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u>	の重要部分を分割する場合における「重要部分」とは、事業を承継しようとする会社ではなく、事業を承継させようとする会社にとっての重要部分を意味し、当該承継部分が一つの経営単位として機能し得るような形態を備え、事業を承継させようとする会社の事業の実態からみて客観的に価値を有していると認められる場合に限られる。 このため、「重要部分」に該当するか否かについては、承継される事業の市場における個々の実態に応じて判断されることになるが、事業を承継させようとする会社の年間売上高（又はこれに相当する取引高等。以下同じ。）に占める承継対象部分に係る年間売上高の割合が<u>五%以下</u>であり、かつ、承継対象部分に係る年間売上高が<u>一億円</u>以下の場合には、通常、「重要部分」には該当しないと考えられる。 (4) 企業結合審査の対象とならない分割 <u>次のア、イの場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない。また、次のウ～カの場合についても、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、他の株主と結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> <u>ア 会社と子会社との間の共同新設分割又は吸収分割</u> <u>イ 兄弟会社間の共同新設分割又は吸収分割</u> <u>ウ 会社と自社の子会社の子会社との間の共同新設分割又は吸収分割</u> <u>エ 自社の兄弟会社の子会社との間の共同新設分割又は吸収分割</u> <u>オ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を有する会社との</u>

改 正 後	現 行
5 共同株式移転 (1) 共同株式移転 <u>共同株式移転は、新たに設立される会社が複数の会社の株式の全部を取得するので、合併と同様に、当事会社間で強固な結合関係が形成されることとなる。</u> <u>したがって、株式保有や役員兼任を通じて一定の結合関係がありながら、競争への影響をみる上では、結合関係がそれほど強くないことから問題ないとされた場合でも、共同株式移転により結合関係が強まり、問題とされる場合もあり得る。</u> (2) 結合関係の範囲 <u>共同株式移転後の複数の当事会社は、株式移転により新設する会社を通じて、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社とも結合関係が形成・維持・強化されることとなる。</u> (3) 企業結合審査の対象とならない共同株式移転 <u>すべての共同株式移転をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、当事会社の属する企業結合集団に属する会社等以外の他の株主と結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> 6 事業譲受け等 (1) 事業等の譲受け 事業の全部譲受けは、譲渡会社の事業活動が譲受会社と一体化するという意味で	<u>間の共同新設分割又は吸収分割</u> <u>力 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社間の共同新設分割又は吸収分割</u> 5 事業譲受け等 (1) 事業等の譲受け 事業の全部譲受けは、譲渡会社の事業活動が譲受会社と一体化するという意味で

改 正 後	現 行
は、競争に与える影響は合併に類似するものであるが、譲受け後は譲渡会社と譲受会社との間につながりはないので、譲渡対象部分が譲受会社に新たに加わる点に着目すれば足りる。事業の重要部分の譲受け及び事業上の固定資産の譲受けについても、同様である。 (2) 結合関係の範囲 譲受対象部分に関しては、譲受会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (3) <u>事業又は事業上の固定資産の重要部分</u> 事業の重要部分及び事業上の固定資産の重要部分の譲受けにおける「重要部分」の考え方は、前記4(3)と同様である。 (4) <u>企業結合審査の対象とならない事業等の譲受け</u> 次のアの場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない。また、次のイの場合についても、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、<u>当事会社の属する企業結合集団に属する会社等以外の他の株主と結合関係が形成・強化される場合には、その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> <u>ア 100%出資による分社化のために行われる事業又は事業上の固定資産の譲受け（以下「事業等の譲受け」という。）</u> <u>イ 事業等の譲受けをしようとする会社と事業等の譲渡をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合</u>	は、競争に与える影響は合併に類似するものであるが、譲受け後は譲渡会社と譲受会社との間につながりはないので、譲渡対象部分が譲受会社に新たに加わる点に着目すれば足りる。事業の重要部分の譲受け及び事業上の固定資産の譲受けについても、同様である。 (2) 結合関係の範囲 譲受対象部分に関しては、譲受会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。 (3) <u>事業の重要部分</u> 事業の重要部分及び事業上の固定資産の重要部分の譲受けにおける「重要部分」の考え方は、前記4(3)と同様である。 (4) <u>企業結合審査の対象とならない事業等の譲受け</u> 次のア～ウの場合は、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない。また、次のエ～キの場合についても、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、<u>他の株主と結合関係が形成・強化される場合その結合関係が企業結合審査の対象となる。</u> <u>ア 会社と子会社との間の事業又は事業上の固定資産の譲受け（以下「事業等の譲受け」という。）</u> <u>イ 兄弟会社間の事業等の譲受け</u> <u>ウ 100%出資による分社化のために行われる事業等の譲受け</u> <u>エ 会社と自社の子会社の子会社との間の事業等の譲受け</u> <u>オ 自社の兄弟会社の子会社との間の事業等の譲受け</u>

改 正 後	現 行
(5) 事業の賃借等 事業の賃借（賃借人が賃借した事業を自己の名及び自己の計算において経営し、賃貸人に賃借料を支払う賃貸借契約の履行として行われる行為をいう。）、事業についての経営の受任（会社が他の会社にその経営を委託する契約の履行として行われる行為をいう。）及び事業上の損益全部を共通にする契約の締結（2社以上の会社間において、一定の期間内の事業上の損益全部を共通にすることを約定する契約の締結をいう。）についても、事業等の譲受けに準じて取り扱うこととする。 なお、これらの契約の内容いかんによっては、前記(1)で述べることと異なり、両当事会社と既に結合関係にある会社すべての間に結合関係が形成・維持・強化される場合があり得る。 第2 一定の取引分野 (略) 1 一定の取引分野の画定の基本的考え方 一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すものであり、一定の取引の対象となる商品の範囲（役務を含む。以下同じ。）、取引の地域の範囲（以下「地理的範囲」という。）等に関して、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断される。 また、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。 需要者にとっての代替性をみるに当たって	<u>カ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を有する会社との間の事業等の譲受け</u> <u>キ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の 50%超を所有する会社間の事業等の譲受け</u> (5) 事業の賃借等 事業の賃借（賃借人が賃借した事業を自己の名及び自己の計算において経営し、賃貸人に賃借料を支払う賃貸借契約の履行として行われる行為をいう。）、事業についての経営の受任（会社が他の会社にその経営を委託する契約の履行として行われる行為をいう。）及び事業上の損益全部を共通にする契約の締結（2社以上の会社間において、一定の期間内の事業上の損益全部を共通にすることを約定する契約の締結をいう。）についても、事業等の譲受けに準じて取り扱うこととする。 なお、これらの契約の内容いかんによっては、前記(1)で述べることと異なり、両当事会社と既に結合関係にある会社すべての間に結合関係が形成・維持・強化される場合があり得る。 第2 一定の取引分野 (略) 1 一定の取引分野の画定の基本的考え方 一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すものであり、一定の取引の対象となる商品の範囲（役務を含む。以下同じ。）、取引の地域の範囲（以下「地理的範囲」という。）等に関して、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断される。 また、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。 需要者にとっての代替性をみるに当たって

改 正 後	現 行
は、ある地域において、ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ（注2）をした場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮する。他の商品又は地域への振替の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。 （略） （注2）「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のものを指すが、この数値はあくまで目安であり、個々の事案ごとに検討されるものである。 （略）	は、ある地域において、ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ（注3）をした場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮する。他の商品又は地域への振替の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。 （略） （注3）「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のものを指すが、この数値はあくまで目安であり、個々の事案ごとに検討されるものである。 （略）
第3 競争を実質的に制限することとなる場合 1 「競争を実質的に制限することとなる」の解釈 (1) （略） ア （略）この紛争の中で、右の協定が法違反であるとして、公正取引委員会による審判が開始され、公正取引委員会は、昭和26年6月5日の審決において、東宝と新東宝の協定は、法第3条（不当な取引制限）及び第4条第1項第3号（注3）の規定に違反すると認定した。 （注3）法第4条第1項（現行法では、この規定は存在しない。） 事業者は、共同して左の各号の一に該当する行為をしてはならない。 第3号 技術、製品、販路又は顧客を	第3 競争を実質的に制限することとなる場合 1 「競争を実質的に制限することとなる」の解釈 (1) （略） ア （略）この紛争の中で、右の協定が法違反であるとして、公正取引委員会による審判が開始され、公正取引委員会は、昭和26年6月5日の審決において、東宝と新東宝の協定は、法第3条（不当な取引制限）及び第4条第1項第3号（注4）の規定に違反すると認定した。 （注4）法第4条第1項（現行法では、この規定は存在しない。） 事業者は、共同して左の各号の一に該当する行為をしてはならない。 第3号 技術、製品、販路又は顧客を

改正後	現行
制限すること (略) 第4 水平型企業結合による競争の実質的制限 1 基本的考え方 (略) (3) 競争を実質的に制限することとならない場合 (略) ① 企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）が1,500 以下である場合（注4） ② 企業結合後のHHIが1,500 超 2,500 以下であって、かつ、HHIの増分が250 以下である場合（注5） ③ （略） （注4）HHIは、当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出される。市場シェアは、一定の取引分野における商品の販売数量（製造販売業の場合）に占める各事業者の商品の販売数量の百分比による。ただし、当該商品にかなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が定着していると認められる場合など、数量によることが適当でない場合には、販売金額により市場シェアを算出する。（略） （注5）企業結合によるHHIの増分は、当事会社が2社であった場合、当事会社のそれぞれの市場シェア（%）を乗じたものを2倍することによって計算することができる。 2 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素 (略) (2) 輸入 輸入圧力が十分働いていれば、当該企業結合が一定の取引分野における競争を制限	制限すること (略) 第4 水平型企業結合による競争の実質的制限 1 基本的考え方 (略) (3) 競争を実質的に制限することとならない場合 (略) ① 企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）が1,500 以下である場合（注5） ② 企業結合後のHHIが1,500 超 2,500 以下であって、かつ、HHIの増分が250 以下である場合（注6） ③ （略） （注5）HHIは、当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出される。市場シェアは、一定の取引分野における商品の販売数量（製造販売業の場合）に占める各事業者の商品の販売数量の百分比による。ただし、当該商品にかなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が定着していると認められる場合など、数量によることが適当でない場合には、販売金額により市場シェアを算出する。（略） （注6）企業結合によるHHIの増分は、当事会社が2社であった場合、当事会社のそれぞれの市場シェア（%）を乗じたものを2倍することによって計算することができる。 2 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素 (略) (2) 輸入 輸入圧力が十分働いていれば、当該企業結合が一定の取引分野における競争を制限

改 正 後	現 行
することとなるおそれは小さいものとなる (注6)。 (略) 輸入圧力が十分働いているか否かについては、次の①～④のような輸入に係る状況をすべて検討の上、商品の価格が引き上げられた場合に、輸入の増加が一定の期間(注7)に生じ、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となり得るか否かについて考慮する。 (略) ④ 海外の供給可能性の程度 (略) (注6) ここでいう「輸入」とは、前記第2の3において画定された地理的範囲以外の地域から商品が供給されることをいう。このため、国境を越えた一定の地域が地理的範囲と画定された場合は、当該地理的範囲以外の地域から当該地理的範囲に向けて行われる商品の供給をもって「輸入」とみることとする。 (注7) おおむね2年以内を目安とするが、産業の特性によりこれよりも短期間の場合もあれば長期間の場合もある。後記(3)の参入における「一定の期間」についても同様である。 (略)	することとなるおそれは小さいものとなる (注7)。 (略) 輸入圧力が十分働いているか否かについては、次の①～④のような輸入に係る状況をすべて検討の上、商品の価格が引き上げられた場合に、輸入の増加が一定の期間(注8)に生じ、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となり得るか否かについて考慮する。 (略) ④ 海外の供給可能性の程度 (略) (注7) ここでいう「輸入」とは、前記第2の3において画定された地理的範囲以外の地域から商品が供給されることをいう。このため、国境を越えた一定の地域が地理的範囲と画定された場合は、当該地理的範囲以外の地域から当該地理的範囲に向けて行われる商品の供給をもって「輸入」とみることとする。 (注8) おおむね2年以内を目安とするが、産業の特性によりこれよりも短期間の場合もあれば長期間の場合もある。後記(3)の参入における「一定の期間」についても同様である。 (略)
第5 垂直型企業結合及び混合型企業結合による競争の実質的制限 (略) 第6 競争の実質的制限を解消する措置 (略) (付1) 事前相談について (略) (付2) 禁止期間の短縮について <u>法第10条第8項(法第15条第3項、法第15条の2第4項、法第15条の3第3項及び法第16条第3項において読み替えて</u>	第5 垂直型企業結合及び混合型企業結合による競争の実質的制限 (略) 第6 競争の実質的制限を解消する措置 (略) (付1) 事前相談について (略) (付2) 禁止期間の短縮について <u>法第15条第5項(法第15条の2第7項及び法第16条第6項において準用する場合を含む。)</u>において、会社は、届出受理

改正後	現行
準用する場合を含む。)において、会社は、届出受理の日から 30 日を経過するまでは株式取得等（株式取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転及び事業等の譲受けをいう。以下同じ。）をしてはならないと規定されている。しかし、同項において、公正取引委員会は、必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる旨規定されている。この禁止期間の短縮は、原則として、次の①及び②の要件を満たしている場合に認めることができるものとする。 ① 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないことが明らかな場合 事前相談において公正取引委員会から当該株式取得等を行うことについて問題ない旨回答を得ている場合において、その内容と同じ内容の届出を行うときなどがこれに該当する。また、前記第 4 の 1 (3) 及び第 5 の 1 (3) に該当する案件についても、これに該当する場合が多いと考えられる。 ② 禁止期間を短縮することについて合理的な理由がある場合 一定期日までに株式取得等をしなければ、当事会社の事業に支障（例えば、会社の倒産、従業員の離散、得意先の喪失等）が生じる蓋然性がある場合、当事会社が行う公開買付けにおいて、届出受理の日から 30 日を経過するまでに株式取得に係る決済が終了する場合などがこれに該当する。	の日から 30 日を経過するまでは合併（共同新設分割、吸収分割及び事業等の譲受けを含む。以下同じ。）をしてはならないと規定されている。しかし、同項において、公正取引委員会は、必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる旨規定されている。この禁止期間の短縮は、原則として、次の①及び②の要件を満たしている場合に認めることができるものとする。 ① 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないことが明らかな場合 事前相談において公正取引委員会から当該合併を行うことについて問題ない旨回答を得ている場合において、その内容と同じ内容の届出を行うときなどがこれに該当する。また、前記第 4 の 1 (3) 及び第 5 の 1 (3) に該当する案件についても、これに該当する場合が多いと考えられる。 ② 禁止期間を短縮することについて合理的な理由がある場合 一定期日までに合併をしなければ、当事会社の事業に支障（例えば、会社の倒産、従業員の離散、得意先の喪失等）が生じる蓋然性がある場合などがこれに該当する。

＜企業結合審査のフローチャート＞（改正後）

企業結合審査の対象となるか否かの判断

株式保有、役員の兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等の行為類型ごとに検討

例：企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した割合が 50%超 又は 20%超かつ同割合の順位が単独第 1 位
兼任役員が双方に代表権を有する 等

例：議決権保有比率が 10%以下 かつ役員兼任なし
同一の企業結合集団に属する会社の合併、事業譲受け 等

対象となる

対象とならない

一定の取引分野の画定

当事会社グループが行っている事業すべてについて、取引対象商品の範囲、地理的範囲等をそれぞれ画定する。一定の取引分野の画定に当たっては、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも判断することとなる。

画定された一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

該当しない

【水平型】①HHI 1,500 以下 ②HHI 1,500 超 2,500 以下かつHHI増分 250 以下
又は ③HHI 2,500 超かつHHI増分 150 以下

該当する

該当しない

【垂直・混合型】①市場シェア 10%以下 又は ②HHI 2,500 以下かつ市場シェア 25%以下

該当する

2つの観点から検討

単独行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・市場シェア及びその順位
- ・当事会社間の従来競争の状況等
- ・競争者の市場シェアとの格差
- ・競争者の供給余力及び差別化の程度

【輸入】

制度上の障壁の程度、輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題、輸入品との代替性の程度、海外の供給可能性の程度

【参入】

制度上・実態面での参入障壁の程度、参入者の商品との代替性の程度、参入可能性の程度

【その他】

- ・隣接市場からの競争圧力・需要者からの競争圧力
- ・総合的な事業能力 ・効率性 ・経営状況 等

協調的行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・競争者の数等
- ・当事会社間の従来競争の状況等
- ・競争者の供給余力

【取引の実態等】

取引条件、需要動向、技術革新の動向、過去の競争の状況 等

【その他】

- ・輸入、参入、隣接市場、需要者からの競争圧力
- ・効率性及び当事会社グループの経営状況 等

各要素を総合勘案

問題なし

問題あり

各要素を総合勘案

問題あり

問題なし

単独・協調とも問題がない場合に限る。

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとの判断

問題解消措置

排除措置の対象

直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないとの判断

＜企業結合審査のフローチャート＞（改正前）

企業結合審査の対象となるか否かの判断

株式保有、役員の兼任、合併、分割、事業譲受け等の行為類型ごとに検討

例：議決権保有比率が 50%超
議決権保有比率が 25%超かつ単独筆頭株主
兼任役員が双方に代表権を有する 等

例：議決権保有比率が 10%以下 かつ役員兼任なし
親子会社・兄弟会社間等の合併、事業譲受け 等

対象となる

対象とならない

一定の取引分野の画定

当事会社グループが行っている事業すべてについて、取引対象商品の範囲、地理的範囲等をそれぞれ画定する。一定の取引分野の画定に当たっては、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも判断することとなる。

画定された一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

該当しない

【水平型】①HHI 1,500 以下 ②HHI 1,500 超 2,500 以下かつHHI 増分 250 以下
又は ③HHI 2,500 超かつHHI 増分 150 以下

該当する

該当しない

【垂直・混合型】①市場シェア 10%以下 又は ②HHI 2,500 以下かつ市場シェア 25%以下

該当する

2つの観点から検討

単独行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・市場シェア及びその順位
- ・当事会社間の従来競争の状況等
- ・競争者の市場シェアとの格差
- ・競争者の供給余力及び差別化の程度

【輸入】

制度上の障壁の程度、輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題、輸入品との代替性の程度、海外の供給可能性の程度

【参入】

制度上・実態面での参入障壁の程度、参入者の商品との代替性の程度、参入可能性の程度

【その他】

- ・隣接市場からの競争圧力・需要者からの競争圧力
- ・総合的な事業能力 ・効率性 ・経営状況 等

協調的行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・競争者の数等
- ・当事会社間の従来競争の状況等
- ・競争者の供給余力

【取引の実態等】

取引条件、需要動向、技術革新の動向、過去の競争の状況 等

【その他】

- ・輸入、参入、隣接市場、需要者からの競争圧力
- ・効率性及び当事会社グループの経営状況 等

各要素を総合勘案

問題なし

問題あり

問題なし

各要素を総合勘案

問題あり

単独・協調とも問題がない場合に限る。

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとの判断

問題解消措置

排除措置の対象

直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないとの判断